三重県公安委員会公示

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０４条第１項の規定に基づき、次のとおり自動車運転者の行政処分について意見の聴取を行うので、同法施行令第３９条第２項の規定により公示する。

令 和 8 年 11 月 16 日

意見の聴取の期日 令 和 8 年 12 月 3 日　　午 前 11 時 20 分

意見の聴取の場所 津市垂水2566番地　三重県警察本部交通部運転免許センター意見の聴取室　三重県公安委員会

三重県公安委員会公示

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり自動車運転者の行政処分について聴聞を行うので、同法施行規則第３０条の２の２の規定により公示する。

令 和 8 年 11 月 16 日

聴聞の期日　令 和 8 年 12 月 3 日　午 前 11 時 20 分

聴聞の場所　津市垂水2566番地　三重県警察本部交通部運転免許センター聴聞室

三重県公安委員会

三重県警察本部公示

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０４条第１項の規定に基づき、次のとおり自動車運転者の行政処分について意見の聴取を行うので、同法施行令第３９条第２項の規定により公示する。

令 和 8 年 11 月 16 日

意見の聴取の期日　令 和 8 年 12 月 2 日　　午 後 0 時 50 分

意見の聴取の場所　津市垂水2566番地　三重県警察本部交通部運転免許センター意見の聴取室　三重県警察本部長

三重県警察本部公示

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり自動車運転者の行政処分について聴聞を行うので、同法施行規則第３０条の２の２の規定により公示する。

令 和 8 年 11 月 16 日

聴聞の期日　令 和 8 年 12 月 2 日午　後　0　時　50　分

聴聞の場所　津市垂水2566番地　三重県警察本部交通部運転免許センター聴聞室　　三重県警察本部長